

## 黄瀬川地域地下水利用対策協議会規約

### ( 目 的 )

第1条 黄瀬川地域(以下「地域」という。)における用水の安定した供給をはかるため、水源の保全、かん養及び地下水の適正かつ合理的な利用を推進し、もって地域の健全な発展と自然環境の保全に資することを目的とする。

### ( 設置及び名称 )

第2条 前条の目的を達成するため、黄瀬川地域地下水利用対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### ( 事 業 )

第3条 協議会は、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 地下水採取の適正化の推進に関すること
- (2) 地域の地下水源の保全とかん養の推進に関すること
- (3) 水利用の合理化の推進に関すること
- (4) 地下水の調査及び研究に関すること
- (5) 地下水採取者の相互の連絡と協調に関すること
- (6) 利水事業の建設促進に関すること
- (7) その他目的達成に必要な事項に関すること

### ( 組 織 )

第4条 協議会は、地域内の地下水採取者並びに市、町、市町議会及び商工団体等の代表者をもって組織する。

### ( 役 員 )

第5条 協議会に会長1名、副会長2名、監事2名を置き、会長及び副会長は総会において選出し、監事は会長が総会の同意を得て選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

- 4 監事は、この協議会の会計を監査する。
- 5 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

( 顧問及び参与 )

第6条 協議会の事業の円滑な推進をはかるため顧問及び参与を置く。

- 2 顧問及び参与は、国及び県の職員、学識経験者のうちから会長が総会の同意を得て委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会議に出席して意見を述べることができる。

( 地下水利用対策委員会 )

第7条 規約第3条に規定する事業の具体的な企画並びに地下水の採取に関する事項を調査及び審議し、協議会の円滑な運営をはかるため地下水利用対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員20名以内をもって組織し、委員長1名、副委員長2名を置き、委員長は会長をもってあて、副委員長は委員会において選出する。
- 3 委員定数のうち、12名以内は地下水採取者及び商工団体等の代表者のうちから総会において選任し、8名以内は市、町及び市町議会のうちから会長が委嘱する。
- 4 委員会の運営その他必要な事項は別に定める。
- 5 第5条第5項及び第6項の規定は、委員について準用する。

( 会 議 )

第8条 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし会長が必要と認めたときは臨時に総会を招集することができる。

- 2 総会は、会員総数の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 総会の議事は出席会員の3分の2以上の賛成を得てこれを決する。

(議決事項)

第9条 総会は、次に掲げる事項を協議決定する。

- (1) 地下水対策上必要と認める区域の決定に関する事
- (2) 地下水対策の基本方針の決定及び変更に関する事
- (3) 地下水の取水基準の設定及び変更に関する事
- (4) 協議会規約の制定、改廃及び役員を選任に関する事
- (5) 委員会規程の制定、改廃及び委員を選任に関する事
- (6) 協議会の予算、決算及び経費の負担方法、負担額等に関する事
- (7) その他地下水対策の推進に関する事

(さく井の届出等)

第10条 地域内において、地下水を採取するため、井戸を設置し、または変更しようとする者は、工事を施行する日の60日前(消防の用のみに供する場合、または災害の発生等により必要となった場合には7日前)までに別記様式第1号により協議会に届け出て、その審議を受けなければならない。

2 この規約の施行の際、すでに井戸を設置している者(設置の工事をしている者を含む)は、規約の施行後60日以内に別記様式第1号により協議会に届け出なければならない。

3 第1項に規定する届出に係る井戸の工事が完了したときは、完了の日から30日以内に別記様式第2号により協議会に届け出なければならない。

4 第1項又は第2項の規定による届出をした者は、その氏名、又は名称及び住所に変更があったときは、遅滞なく別記様式第3号により、協議会に届け出なければならない。

5 届出に係る井戸を廃止した時は、遅滞なく別記様式第1号により、協議会に届け出なければならない。

6 この規約に基づいて協議会に提出する書類は、当該届出に係る井戸の所在地を管轄する市、町の長を経由しなければならない。

7 本条にいう「地下水」とは、生活用水、農業用水、養魚用水、工業用水、建物用水等に使用するため、地域内において設置した井戸より採取する水をいい「井戸」とは、動力を用いて地下水を採取するための施設で、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。）が14平方センチメートルを超えるものをいう。

（指示・勧告）

第11条 協議会は、前条第1項の審議に当たって必要があるときは、届出者に対し指示又は勧告をするものとする。

（苦情処理等）

第12条 協議会の会員は、地域内における地下水について苦情がある場合は、協議会に書面をもって異議の申し立て又は調停の依頼をすることができる。

（会員の義務）

第13条 協議会の会員は、委員会の合意事項を遵守しなければならない。

（協議会への加入）

第14条 地域内の地下水採取者は協議会長に入会申込書を提出し加入するものとする。

（幹事）

第15条 規約第7条に規定する委員会の円滑な運営を図るため委員会に幹事を置く。

2 幹事は、市、町の長が当該職員のうちから指名する職員を会長が委嘱する。

（事務局及び会計）

第16条 協議会の事務局は、会長所在の市、町に置く。

第17条 協議会の経費は、地下水採取者の会費及び市・町の負担金、県補助金その他の収入をもってあてる。

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

附 則

この規約は昭和49年5月22日から施行する。

附 則（昭和53年5月11日議決）

この規約は、昭和53年5月11日から施行する。

附 則（昭和60年5月22日議決）

この規約は、昭和60年5月22日から施行する。